

成年後見制度利用促進基本計画について

2000年(平成12年)4月に介護保険制度が始まり、時を同じくして成年後見制度も始まりました。

制度が始まってから17年余りになりますが、その間、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の財産の管理や日常生活等をサポートしてきました。

しかし、実態としては、なかなか利用が進んでいない状況から、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を昨年5月に施行しました。この法律では、成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備を基本理念としています。また、国や地方公共団体の責務、国民や関係者の努力を明らかにしたうえで、3つの基本理念に沿った基本方針や基本となる事項を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度利用促進会議や成年後見制度利用促進委員会を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するとしています。

今年の3月24日には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、関係省庁が連携して成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことになりました。この計画のポイントとしては、「①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「③不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和」とし、5年をかけて段階的・計画的に実施されます。

今後、各市町村では基本計画を踏まえて市町村計画の策定や、成年後見利用促進に関する合議制の機関の設置に努めることになっています。

会員向け学習会を開催しました

5月の勉強会は、「熱中症について」のテーマで、大塚製薬株式会社 大阪支店 石神 弘氏にご講演いただきました。

「健康生活のための食事と栄養、水分補給」と題し、まず、栄養については、バランスの取れた食事をする事が大切で、特に栄養摂取のポイントとして、たんぱく質の摂取量を減らさないこと、ビタミン、ミネラルは、十分に摂ることを挙げられました。年齢が上がると摂取カロリーは、減らしていきますが、たんぱく質、ビタミン、ミネラルは、年齢に関係なく同じ量が必要だそうです。中でも1日の食事で体重1kgあたり1g必要なたんぱく質は、良質のたんぱく質を摂取することが大事で、そのためには世界5大健康食品にも入っている大豆が良いとのことでした。乾燥大豆の35%はたんぱく質が含まれており、必須アミノ酸がバランスよく含まれた良質なものであるため、豆類は、1日100g程度は食べてほしいとおっしゃっていました。



続いて、熱中症についてのお話がありました。地球温暖化により年々真夏日の日数が増え、熱中症患者も増加しているとのことですが、注意するのは真夏の気温が高い時だけでなく、梅雨の時期も注意が必要です。梅雨時は、湿度が高く、かいた汗が蒸発しにくいので、体温が下がりにくく、また、梅雨明けの蒸し暑くなった時期も、身体が暑さに慣れていないため、体温を上手く調節できず熱中症になりやすいそうです。熱中症の症状は、軽い場合は、手足のしびれ、めまい、こむら返り等ですが、症状が進むと吐き気や頭痛、体がだるい、さらに重症になると、まっすぐ歩けない、痙攣、意識障害が見られるようになります。意識がある場合は、涼しい場所で服をゆるめ体を冷やし、水分、塩分を補給する応急処置で対応できますが、意識がない時や自力で水分を補給できない場合は、救急車を呼び医

